

## 店頭デリバティブ取引に係るご注意

- ◆ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り、訪問・電話による勧誘はできない取引です(注1)。  
※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。なお、当社では取引の勧誘を目的とした電話や個別訪問を一切行わないことを「勧誘方針」にて表明しています。
- ◆ 本取引は、少ない資金(保証金)を担保として大きな金額を取引することから大きな利益が得られることもある反面、大きな損失を被る可能性もあり、場合によっては投資金額以上の損失を被る可能性があります。従いまして、お取引を行う場合は、本取引の内容を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- ◆ お取引に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社「お客様サポート」までご連絡ください。なお、お取引についてのトラブル等は、下記のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みもご利用いただけます。

お問合せ先       ： 特定非営利活動法人  
                              証券・金融商品あっせん相談センター (F I N M A C C)  
フリーダイヤル   ： 0120-64-5005 (通話料無料)  
ご利用可能時間   ： 9:00~17:00 (平日のみ)

(注1)ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- 勧誘の日前1年間に、2回以上のお取引をいただいたお客様および勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

## 株式会社FXプライム by GMO

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第259号

お客様サポート：03-5489-2511

受付時間：月曜日から金曜日までの9:00~17:00(平日のみ)

# 契約締結前交付書面

「『選べる外貨』取引説明書」

「外国為替取引約款」

2018年9月

株式会社FXプライムbyGMO

店頭外国為替保証金取引は、元本あるいは利益を保証した金融商品ではなく、取引対象である通貨の価格あるいは金利の変動等により損失が生ずることがあります。店頭外国為替保証金取引は、少ない資金（保証金）を担保として大きな金額を取引することから、大きな利益を得られることがある反面、大きな損失を被ることもあり、場合によっては投資金額以上の損失を被る可能性もあります。お客様におかれましては、取引を行われる前に、本「契約締結前交付書面」を熟読され、本取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただいた上で、ご自身の資力、知識、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断される場合にのみ、ご自身の責任において取引されますようお願いいたします。

## 目 次

【『選べる外貨』取引説明書】	本紙
1. 取引のリスク等重要事項について	2
2. 金融商品取引業者の店頭外国為替保証金取引行為に関する禁止行為	4
3. 勧誘方針	6
4. 店頭外国為替保証金取引『選べる外貨』について	7
5. 店頭外国為替保証金取引『選べる外貨』の手続きについて	12
6. 会社概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について	15
<付> ①外国為替及び店頭外国為替保証金取引用語集	16
【外国為替取引約款】	別紙

## 【『選べる外貨』取引説明書】

この説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様に交付する書面で、同法2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する店頭外国為替保証金取引『選べる外貨』について説明します。

### 取引のリスク等重要事項について

店頭外国為替保証金取引は、金融商品取引法、同法に関する政令及び内閣府令が適用される取引です。下記記載事項を熟読いただき、その内容を十分ご理解ください。

店頭外国為替保証金取引『選べる外貨』は、元本あるいは利益を保証した金融商品ではなく、下記のように様々なリスクを伴うことから、取引対象である通貨の価格あるいは金利の変動等により、お客様が大きな損失を被る可能性もあります。お客様におかれましては、取引を行われる前に本書面を熟読され、店頭外国為替保証金取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただいた上、ご自身の資力、知識、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断される場合にのみ、ご自身の責任において取引されますようお願いいたします。

#### 1. 為替相場・金利相場変動リスク

- ① 『選べる外貨』は、少ない資金（保証金）を担保として大きな金額を取引することから、高いリスクを伴います。為替相場の小さな動きによってポジションの価値が大きく変動するため、利益が大きくなる可能性があります。また、損失が大きくなり、投資金額以上の損失を被る可能性もあります。
- ② 『選べる外貨』の逆指値注文は、実勢レートがお客様の指定したレートに到達した場合、到達した時点の実勢レートをもって約定するため、お客様が指定するレートと約定レートに価格差（スリッページ）が生じる場合があります。また、相場状況の急変によりビッドとアスクの開き（スプレッド）が拡大することがあり、その場合には、投資金額以上の損失を被る可能性があります。
- ③ 各国の金利水準は、時として大きく変動することがあります。お客様が外『選べる外貨』のポジションを保有しつづける場合には、スワップポイントが受取りから支払いに転じる等金利変動のリスクがあります。

#### 2. 信用リスク

『選べる外貨』は、お客様との相対取引です。したがって、当社の信用状況によっては、お客様が損失を被る危険性があり、場合によっては投資金額以上の損失を被る可能性もあります。また、当社は、お客様との取引から生じるリスクの軽減を目的として、お客様との取引について、インターバンク（銀行間）市場に参加している下記の金融機関とカバー取引を行っています。したがって、そのカバー取引先金融機関の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。

商号または名称：JP モルガン・チェース銀行

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：米国通貨監督局、米国連邦準備理事会

商号または名称：シティバンク、エヌ・エイ

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：米国通貨監督局、米国連邦準備理事会、米国連邦預金保険公社

商号または名称：ドイツ銀行

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：ドイツ連邦金融監督局

商号または名称：コメルツ銀行

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：ドイツ連邦金融監督局

商号または名称：バークレイズ・バンク・ピーエルシー（バークレイズ銀行）

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：英金融行為監督機構及び英健全性監督機構

商号または名称：ユービーエス・エイ・ジー（銀行）

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：スイス連邦銀行委員会

商号または名称：ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）

業務内容：証券業

監督を受ける外国当局：英金融行為監督機構及び英健全性監督機構

商号または名称：バンク・オブ・アメリカ、エヌ・エイ

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：米国通貨監督局、米国連邦準備理事会

商号または名称：モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー LLC

業務内容：金融商品取引業

監督を受ける外国当局：米国連邦準備理事会、米国証券取引委員会（SEC）、米国商品先物取引委員会（CFTC）

商号または名称：ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

業務内容：証券業

監督を受ける外国当局：英金融行為監督機構及び英健全性監督機構

商号又は名称：香港上海銀行（The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited）

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：香港金融管理局（香港 HKMA）

商号または名称：株式会社みずほ銀行

業務内容：銀行業

商号または名称：GMO クリック証券株式会社

業務内容：金融商品取引業（証券業）

商号または名称：株式会社三菱UFJ銀行

業務内容：銀行業

商号又は名称：クレディ・スイス銀行（クレディ・スイス AG）

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：FINMA（スイス連邦金融市場監督機構）

なお、お客様からお預かりする現金保証金等（時価評価総額）は、当社の資産とは区分してみずほ信託銀行（銀行業）の信託口座にて管理（金銭信託）します。みずほ信託銀行の信託口座へ入金されるまでの間は、法令の定める金融機関（みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、ジャパンネット銀行、楽天銀行、住信SBIネット銀行、セブン銀行、ゆうちょ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行）における保証金入金専用の預金口座にて当社の資産とは区分して管理します。

### 3. 流動性リスク

『選べる外貨』の取引は、各国の通貨の売買に係る取引です。日本円を始め当社が扱っている通貨は、通常高い流動性が確保されています。また、当社は、お客様の注文を上記複数金融機関でカバーすることに

より、できる限り高い流動性を確保するよう努めています。しかし、主要国の休日やニューヨークの夕刻等取引が不活発な時間帯においては、レートを提示することが困難になる場合があります。また、天災地変、戦争、政変あるいは外国為替取引の規制等特殊な状況が発生した場合にも、お客様の取引が困難あるいは不可能となる場合があります。

#### 4. 取引システムリスク

電子取引システムを利用した取引には、独自のリスクが生じます。お客様のコンピュータ、あるいは当社のコンピュータ・システム等の故障・誤作動、または第三者が提供する『選べる外貨』の取引に係るコンピュータ・システム、通信回線等、『選べる外貨』の取引に係るシステムの故障・誤作動（電力供給制限等によるコンピュータ・システム等の停止も含む）によりお客様に損失が生じる場合には、お客様がすべての責任を負うこととなります。また、電子取引システムを利用されるお客様の個人情報が窃盗等により漏洩した場合に、その情報が第三者に悪用される等のリスクもあります。

#### 5. 取引手数料

『選べる外貨』のインターネット取引手数料は、1万通貨以上の取引については新規・決済取引とも無料、1万通貨未満の取引については、新規・決済取引とも1通貨あたり3銭の手数料がかかります。なお、強制決済ならびにロスカットにつきましては、強制決済・ロスカット手数料として、1通貨あたり5銭（ただし、南アフリカランド/円、メキシコペソ/円は1通貨あたり0.5銭）が追加されます。

#### 6. クーリング・オフ

お客様から店頭外国為替保証金取引の注文を受けたときは、当社はすみやかに当該注文を執行いたしますので、お客様が注文成立後に当該注文成立に係る契約を解除すること（クーリング・オフ）することはできません。

※上記は、当社の扱う店頭外国為替保証金取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、本取引から生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

※カバー取引は、お客様が当社と行われる『選べる外貨』の取引から独立した取引です。したがって、カバー取引先として記載されている上記金融機関は、お客様が行われる『選べる外貨』の取引について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の保証金や取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。また、上記金融機関は、お客様が行われる『選べる外貨』の取引やカバー取引に関するお問い合わせに応じることは、一切ありません。

### 金融商品取引業者の店頭外国為替保証金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした店頭外国為替保証金取引、またはお客様のために店頭外国為替保証金取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下「店頭外国為替保証金取引行為」という）に関して、次のような行為は禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭外国為替保証金取引契約（お客様を相手方とし、またはお客様のために店頭外国為替保証金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じ）の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
- b. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれあることを告げて店頭外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替保証金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問または電話をかけて、店頭外国為替保証金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外

されます)

- d. 店頭外国為替保証金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替保証金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭外国為替保証金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じ)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けたお客様が当該店頭外国為替保証金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替保証金取引契約の締結または解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替保証金取引について、お客様に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替保証金取引について、自己または第三者がお客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替保証金取引について、お客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため、当該お客様または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j. 本書面の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況および店頭外国為替保証金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替保証金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替保証金取引契約につき、お客様もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客様もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます)
- m. 店頭外国為替保証金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替保証金取引契約に基づく店頭外国為替保証金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替保証金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替保証金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または保証金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替保証金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます)もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭外国為

替保証金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替保証金取引をする行為

- s. 店頭外国為替保証金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます）
- t. 店頭外国為替保証金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う店頭外国為替保証金取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 店頭外国為替保証金取引につき、お客様の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 外国為替保証金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって不利な場合）には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合）にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること
- y. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

### 勧誘方針

当社は、以下の方針に則して適切な勧誘を行います。

1. 当社は、お客様ご自身の資力、知識、取引経験及び取引目的等に照らして、適切な商品説明を行い、商品内容、リスクを十分にご理解いただくよう努めます。お客様に交付する「契約締結前交付書面」その他の書類、当社ホームページ等において、適切なお説明、ご案内を行い、お客様からのご要望があれば、口頭にてご説明いたします。
2. インターネットを媒体とする外国為替取引業者である当社の勧誘は、ホームページ、メールマガジン等の媒体を中心に行い、取引の勧誘を目的とした電話や戸別訪問は、一切行いません。
3. 当社は、金融商品取引法を始めとする関係法令諸規則の遵守、徹底を確保するための社内管理体制の整備、強化に努めます。
4. 当社は、適切な勧誘が行われるよう、役職員に対し十分な研修を行います。また、当社の役職員は、個々においても専門知識の習得、研鑽に常に努めます。
5. 当社は、お客様により質の高いサービスをご提供するため、お客様からの取引等についてのご意見をいつでも承ります。



## 店頭外国為替保証金取引『選べる外貨』について

当社が取扱う『選べる外貨』の取引内容は次の通りです。

### 1. 取引可能な通貨ペア

米ドル円、ユーロ円、英ポンド円、豪ドル円、NZドル円、カナダドル円、スイスフラン円、シンガポールドル円、香港ドル円、南アフリカランド円、トルコリラ円、メキシコペソ円、ポーランドズロチ円、ユーロドル、英ポンドドル、豪ドル米ドル、NZドル米ドル、ユーロポンド、ユーロ豪ドル、ポンド豪ドル

### 2. 売買単位

全通貨ペア共通で、1,000通貨単位（1,000通貨の整数倍）とします。

本取引に係る1取引あたりの数量上限、及び1日あたりの取引上限、通貨ペア毎の建玉数量上限は、当社が別途定めるものとします。

※経済指標発表時、または震災などの天変地異、外部要因、その他過度な相場変動に見舞われるリスクがあると当社が判断した場合には新規注文数量および建玉数量を制限する場合があります。

### 3. 取引時間

#### ① 取引時間

原則として、下記の取引休止期間を除く毎日24時間とします。ただし、年末年始の取引時間は、当社が別途定めるものとします。

##### 【米国標準時間の期間】

日本時間：月曜日午前7時から土曜日午前7時まで

##### 【米国夏時間の期間】

日本時間：月曜日午前7時から土曜日午前6時まで

※上記時間内においても、米国東部時間午後4時57分から開始するシステムの日次処理及びバックアップ処理のため、取引ができない場合があります。

##### ※取引休止期間

日本時間の土曜日早朝（米国東部時間午後5時）から、その翌週の日本時間の月曜日早朝（オセアニア市場で実際に取引が再開される時間）までの間は、外国為替市場が実質的に休場しているため取引休止とします。

※日本時間月曜日午前7時（取引開始）に有効となっている指値注文及び逆指値注文は、その売り買い、新規決済の別を問わず、取引開始時点でその約定条件を満たしている場合、オープンレート（取引開始後最初に提示されるレート）で約定します。そのため指値注文、逆指値注文に関わらず、指定レートと実際の約定レートとの間に価格差（スリッページ）が発生する可能性があります。

日本時間月曜日午前7時（取引開始）を除く通常時の指値注文は、その約定条件を満たした場合、指定レートで約定します。

#### ② 注文受付時間

原則として、休日を含む毎日24時間とします。

※日本時間月曜日午前7時（取引開始）前の30分間は注文の受付をいたしません。

※日本時間土曜日午前7時（米国夏時間の場合、午前6時：取引終了）前の10分間は注文の受付をいたしません。

※上記時間内においても、米国東部時間午後4時57分から開始するシステムの日次処理及びバックアップ処理のため、取引ができない場合があります。

※取引時間外に成行注文は受付いたしません。

### 4. 取引レート

『選べる外貨』では、お客様は、外国為替市場の実勢である当社カバー取引先金融機関が提供する為替レートに基づいて当社が提示した為替レートで売買を行う事ができます。テレビ、新聞、インターネット等の情報媒体が表示する為替レートはあくまで市場の参考価格に過ぎないこともあり、当社がお客様に提示するレートと異なることがあります。また、当社が提示する為替レートには、ビッドとアスクの開き（スプレッド）があり、レートの桁数は対円通貨ペアが小数第3位まで、対ドル、対ポンド、豪ドル通貨ペア

が小数第5位まで表示されます。取引レートの呼値の最小変動幅は、対円通貨ペアが0.001、対ドル、対ポンド、対豪ドル通貨ペアが0.00001（1万通貨を取引単位とした場合の1呼値あたりの損益額は、対円通貨ペアが10円、対ドル通貨ペアが0.1ドル、対ポンド通貨ペアが0.1ポンド、対豪ドル通貨ペアが0.1豪ドル）です。なお、お客様からの注文は銀行等複数の金融機関にてカバーし、最終的にインターバンク市場で執行されます。

なお、当社では相場急変時等において複数のカバー取引先金融機関から為替レートの提供がなくなった場合、または提供されている為替レートが一定の基準値を満たさなくなり市場実勢を反映していないと当社が判断した場合において、お客様への為替レートの配信及びお客様の注文執行を一時停止することがございます。その後、複数のカバー取引先金融機関から為替レートの提供が行われている場合、提供されている為替レートが市場実勢を反映したレートであると当社が判断できた場合において、お客様への為替レートの配信及びお客様の注文執行を再開いたします。

ただし、相場状況等によっては、複数のカバー取引先金融機関といった数によらず、カバー取引先金融機関から提供されている為替レートが市場実勢を反映したレートであるか否かを当社が判断し、お客様への為替レートの配信及びお客様の注文執行について停止・再開を行う場合があります。なお、為替レートの配信を停止している間の相場動向によっては、再開後の為替レートがお客様のポジションのロスカット※基準価格を大きく割り込む場合があります。その場合、再開後の為替レートでロスカットの時価評価が行われるため、ロスカット基準価格付近でロスカットされた場合に比べて、大きな損失が発生する可能性があります。相場の動向によっては、お客様からお預かりした保証金以上の損失が発生する場合があります。

※ロスカットについては「8. ロスカットルール」をご参照ください。

※取引画面上に表示される始値、高値、安値、終値はビッド、アスクの双方を表示していませんので、これらのレートで売買両方の注文が執行されるわけではありません。

## 5. 必要保証金

取引に必要な保証金は、個人のお客様と法人のお客様でそれぞれ異なります。

個人のお客様は取引通貨ペアの想定元本に4%を乗じた金額となります。

例(個人の場合)：米ドル円が100,000円の場合、米ドル円1万通貨を取引するには  
40,000円(100,000円×10,000通貨×4%)が必要です。

法人のお客様は、取引通貨ペアの想定元本に通貨ペアごとに設定された必要保証金率を乗じた金額となります。

例(法人の場合)：米ドル円が100,000円、且つ必要保証金率が2%の場合、1万通貨を取引するには  
20,000円(100,000円×10,000通貨×2%)が必要です。  
ポンド円が150,000円、且つ必要保証金率が3%の場合、1万通貨を取引するには  
45,000円(150,000円×10,000通貨×3%)が必要です。

※法人のお客様については、通貨ペアごとに必要保証金率を設定しています。必要保証金率は毎週金曜日のニューヨーククローズ後に見直しを行います。見直し後の必要保証金率は、毎週土曜日の定期メンテナンスが終了次第、当社ホームページでお知らせいたしますので、必ずご確認ください。

※保有ポジションに係る必要保証金と新規注文に係る必要保証金を合計した金額のことを「使用中保証金」といい、取引に使用可能な保証金のことを「使用可能保証金」といいます。

※両建て(同一通貨ペアの買いポジションと売りポジションを同時に持つこと)の場合、取引数量の多いポジションにのみ必要保証金が必要となります。(MAX方式)

※両建ては、取引レート及びスワップポイントにビッドとアスクの開き(スプレッド)があるため、お客様の負担するスプレッドコストが2倍となること等のデメリットがあり、経済合理性を欠くことから、当社は一切お勧めしていません。また、短期間内に両建てとなる取引等については禁止しています。

## 6. ロールオーバー

『選べる外貨』は、外国為替直物取引です。外国為替直物取引では、通常、取引が成立した日の2通貨営業日後に実際に資金の受渡しが行われますが、『選べる外貨』は差金決済を行いますので、決済当日にお客

様の外国為替取引口座（代表口座）を通じて、売買損益のみ受渡しが行われます。また、スワップポイントを加減算することによって、そのポジションの受渡日を1通貨営業日ずつ繰り延べることができます（これを「ロールオーバー方式」といいます）。お客様は、ポジションが決済されるまでこの繰り延べ（ロールオーバー）を続けることにより、ポジションを維持することができます。

## 7. スワップポイント

ポジションをロールオーバーする際に、保有ポジションの対象通貨の金利差から発生する差額のことを「スワップポイント」といいます。外国為替取引を行った時、お客様が「売る通貨」を借りて「買う通貨」を預金するとお考えください。「買った通貨」の金利が「売った」通貨の金利より高い場合には、金利差相当額を受取ることができ、逆の場合には、金利差相当額を支払うこととなります。

※スワップポイントにはビッドとアスクの開き（スプレッド）があり、支払いと受取りの金額が異なります。

※スワップポイントの受払いは、各国の金利情勢等により変動し、市場金利の動きに応じて日々変化します。そのため、その時々各国の金利水準によってスワップポイントの受払いの金額が変動したり、場合によっては受払いが逆転する可能性があります。

※日々のスワップポイントの受払い額は、当社ホームページ及び取引画面内にてご確認ください。

※ポジションをロールオーバーする場合、スワップポイントは1円（セント、ペニー）未満の端数も含めて日々加算されていきますが、決済時には1円未満の端数を切り捨てます。売買損益についても決済時の端数の取扱いは同様です。

## 8. ロスカットルール

『選べる外貨』では、一定間隔でお客様の取引口座の時価評価を行います。時価評価の時点において、お客様の時価評価総額が使用中保証金の80%を下回っていた場合、当該時点をもってロスカットの対象と判断します。ロスカットの対象と判断された取引口座については、お客様の未約定注文の全部を強制的に取消した上で、お客様が保有されている未決済ポジションのすべてを強制的に決済（成行注文）します。ロスカットルールは、お客様の損失を限定するためのルールではありますが、ロスカット条件の成否について、当社が一定の間隔で監視を行なっている関係上、ロスカットの基準価格となるレートでの約定を保証できるものではなく、外国為替相場の変動によっては、お客様が当社に預託された資金を上回る損失が生じる可能性もあります。

時価評価総額：取引口座残高に評価損益を加減し、未払手数料を差し引いた金額

## 9. 強制決済について

お客様の取引口座の時価評価総額が、営業日ごとのニューヨーククローズ時点（米国東部時間午後5時、すなわち米国が標準時間の期間は日本時間午前7時・米国が夏時間の期間は日本時間午前6時）において使用中保証金を下回る場合、当該時刻の差額（不足額）を速やかに解消しなければ取引を継続することができません。

※上記不足額が発生した場合は、下記①～③のいずれかの方法により、日本時間午前0時（米国が標準時間の期間はニューヨーククローズから17時間後、米国が夏時間の期間はニューヨーククローズから18時間後）までに確定したすべての不足額を解消していただく必要があります。

※金曜日のニューヨーククローズ時点で不足額が発生した場合には、翌週火曜日の日本時間午前0時が不足額解消の期限となります。

※クリスマス等で取引時間が通常と異なる場合には、上記期限を変更することがあり、その場合には取引画面で事前にお知らせするものとします。

### 【不足額の解消方法】

#### ① 不足額の入金

不足額以上金額をご入金いただくことにより、不足額を解消することができます。

※お客様が日本時間午前0時までに入金を行った場合でも、当社にて入金確認ができるまでは、確定した不足額は解消されませんのでご注意ください。入金確認ができないことにより、

お客様に損失または損害が発生しても当社は一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

## ② 未約定の新規注文の一部または全部の取消

お客様が未約定の新規注文を保有されている場合、お客様自身で当該注文の一部または全部を取消することにより必要保証金が減少する可能性がありますので、その金額を不足額の解消に充当することができます。

※ただし、未約定の新規注文の取消ができるのは日本時間午後 11 時 55 分までです。

## ③ 未決済ポジションの一部または全部の決済

お客様自身で未決済ポジションの一部または全部を決済することにより、当該ポジションの必要保証金が減少しますので、その金額を不足額の解消に充当することができます。

※確定したすべての不足額が解消されるまでの間は、お客様は未約定の新規注文の一部または全部の取消、あるいは、未決済ポジションの一部または全部の決済のみしか行えなくなります。

ただし、未約定の注文（新規または決済）は、相場が指定水準に達したときに成立します。

※お客様が日本時間午後 11 時 55 分までに不足額を解消されない場合には、お客様の未約定の新規注文のすべてが強制的に取消され、その上で日本時間午前 0 時までに不足額が解消されないときには、未決済ポジションすべてが反対売買（成行注文）により強制的に決済されることとなりますのでご注意ください。

※強制決済時刻までに相場が反転して、お客様の時価評価総額が使用中保証金を上回ったとしても、ニューヨーク時間 17 時に確定した不足額が解消されることはありませんのでご注意ください。

※未決済ポジションの強制決済は、日本時間午前 0 時より順次行われますので、同一通貨ペアの取引であっても取引レートが異なる場合があります。

## 10. 保証金

保証金とは、取引を行うために必要な資金のことですが、当社では、現金（日本円）のみを保証金としてお預かりします。お預けいただく場合には、当社指定の銀行口座にお振込みください。

銀行等金融機関の窓口あるいは ATM でお振込みされる場合には、ご依頼人名の欄に、必ずお客様のお名前をご記入ください。

【例：カワセ イチロウ】

※取引画面より、ネット入金サービス「ネット入金 24」を利用してお振込みいただくこともできます。詳細は当社ホームページにてご確認ください。

## 11. 保証金の返還

お客様は出金可能額の範囲内で保証金の一部あるいは全部を出金することができます。出金をご希望のお客様は、取引画面上または電話にてご依頼ください。00：00～14：59 までの出金依頼は翌銀行営業日に、15：00～23：59 までの出金依頼、土日および祝日の出金依頼は翌々銀行営業日に、あらかじめお客様が登録されたお客様ご本人名義の金融機関の口座へお振込みいたします。ただし、「代表口座」に出金可能な金額がある場合でも、「その他口座※」の取引口座残高がマイナスとなった場合（ただし、時価評価総額がプラスの場合は除く）には、代表口座からの出金ができなくなります。

※「その他口座」とは、外国為替取引約款第 3 条第 1 項に規定される「その他口座」のこと。

## 12. 交付書類について

当社は、お客様が行われた取引及び入出金をご自身で速やかにご確認できるように、以下の各種書類を作成し、遅滞なく電磁的方法により交付（電子交付）いたします。お客様は、その内容について、取引画面上で PDF ファイルにてご確認いただけます。

なお、電子交付の方法をご希望されないお客様には、あらかじめお届出いただいたお客様のご住所宛に取引報告書、入出金通知書及び取引残高報告書（兼入出金通知書）（月末分）を郵便にてご送付いたします。

・取引報告書

お客様の各売買取引の内容に関する報告書

・取引残高報告書（兼入出金通知書）

お客様のポジションの状況、入出金履歴及び代表口座の状況に関する報告書

また、「『選べる外貨』取引説明書」、「外国為替取引約款」、「電子取引約款」についても電子交付いたします。お客様は、当社ホームページあるいは取引画面上で PDF ファイルにてご覧いただくことができます。※一部書類については、電子交付によらず書面交付による場合がございますのであらかじめご了承ください。なお、電子交付の場合にも、記載事項を印刷することができます。

### 13. 税金について

（個人のお客様の場合）

『選べる外貨』の取引から発生する※確定利益金（スワップ益を含む）は、2012年1月1日の取引以降、雑所得として申告分離課税の対象となり、お客様ご自身で確定申告する義務があります。

税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※未決済ポジションの評価損益（為替損益及びスワップ損益）は課税対象外となります。

※当社は、確定した取引損益額を記載した「支払調書」を税務署へ提出します。

※『選べる外貨』の取引に係る損益証明書は、取引画面より PDF ファイルにてご確認いただけます。

※今後、税制改正等が行われた場合、税金の取扱いが変更となる可能性があります。

※復興特別所得税は、2013年から2037年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されます。

（法人のお客様の場合）

『選べる外貨』の取引から発生する所得（スワップ益を含む確定利益）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。詳しくは、税理士や所轄の税務署にお問い合わせください。

※『選べる外貨』の取引に係る損益証明書は、取引画面より PDF ファイルにてご確認いただけます。

### 14. 契約終了

「外国為替取引約款」第30条に記載する事由が生じたお客様については、『選べる外貨』の契約が終了となります。

### 15. 通話録音

当社は、お客様との通話を録音することがありますので、あらかじめご了承ください。

### 16. カバー取引

当社では、お客様の売買注文に対し、通貨ペアごとにお客様同士の売買注文をマッチングさせ、ネットポジション額が、一定額に達した場合は、適切なカバー取引先にカバー取引が行われるようにするシステムを構築しており、毎営業日のいかなる時点においても、外貨ポジションに係る相場変動リスクを一定額以下に抑えられるように管理しています。なお、当社のカバー取引先は本説明書の「取引のリスク等重要事項について」に記載されている通りです。

## 店頭外国為替保証金取引『選べる外貨』の手続きについて

お客様が当社と『選べる外貨』の取引を行う際の手続きの概要は次のとおりです。

### 1. 口座開設

「『選べる外貨』取引説明書」、「外国為替取引約款」、「電子取引約款」を熟読いただき、取引の仕組み及びリスクを十分ご理解された上で、口座開設をお申込みください。

### 2. 口座開設申込方法

#### ① オンラインでのお申込み（個人のお客様のみ）

当社ホームページ（パソコン用またはモバイル用）上の【口座開設】ボタンをクリックしていただき、手順にしたがい手続きを進めてください。なお、本人確認書類は、電子的に送付（メールに添付または口座開設申込みページ上でアップロード）または郵送、FAXにて当社まで送付いただきます。

#### ② 口座開設申込書類のご提出（法人のお客様のみ）

当社から送付した申込書類一式（取引口座開設申込書及びリスク確認書等）と本人確認書類（法人及び取引責任者）を郵送にて当社まで送付いただきます。

※本人確認書類の詳細については、当社ホームページにてご確認ください。

※ご提出していただきました書類はご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※お客様からいただいた個人情報については、口座開設の可否にかかわらず、当社が別途定める「個人情報保護方針」に基づき、厳重に管理いたします。

### 3. 口座開設通知書の送付

社内審査※の上、当社が定めたお客様 ID 並びに初期パスワード、当社指定の振込み先銀行口座が記載されている口座開設通知書を、お客様（個人のお客様）の本人確認書類に記載されているご住所に送付※いたします。

※審査の結果、口座開設をお断りする場合がございます。また、審査内容につきましても公開いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※法人のお客様の場合、法人の登記上の所在地に送付いたします。また、取引責任者様には本人確認書類に記載されているご住所に取引責任者登録通知書を送付いたします。

### 4. 保証金のお預け入れ

当社に保証金を預け入れることにより、取引を開始できます。

保証金の詳細については、本説明書「店頭外国為替保証金取引『選べる外貨』について」の「10. 保証金」にてご確認ください。

### 5. 注文の指示事項

『選べる外貨』の注文をするときは、当社の注文受付時間内、次の事項を正確に指示してください。

- ① 注文する通貨ペア
- ② 売付取引または買付取引の別
- ③ 注文数量
- ④ 注文の種類（価格・成行・指値・逆指値等）
- ⑤ 注文の有効期限
- ⑥ その他お客様の指示によることとされている事項

### 6. 注文の種類

#### ① 成行注文

成行注文は、お客様が一定のレートを指定せず、通貨ペアの別、取引の数量、売り買いの別のみを指定する注文方法です。成行注文は、当該注文を受注した時点でのレートで執行されます。当社システムが複数の成行注文を受け付ける場合、受け付けた順番が早いものから執行されますが、お客様の端

末と当社システム間の通信に要する時間の経過により、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。※大きい方の数字がお客様の買値、小さい方の数字がお客様の売値となります。例えば、米ドル円のレートが100.000-020と表示されている場合は、100.020がお客様の米ドルの買値、100.000がお客様の米ドルの売値となります。

## ② 指値注文

指値注文は、お客様が注文時に注文レートを指定して行う注文方法です。指値注文は、受注時におけるレートに対して、有利なレートが注文レートとして指定されたもののみ有効な注文として受注されます。日本時間月曜日午前7時（取引開始）を除く通常時について、指値注文の売りは、指定した注文レート以上のレートとなった場合、指値注文の買いは、指定した注文レート以下のレートとなった場合、指定した注文レートで執行されます。指値注文の売りは、レートの安いものがレートの高いものに優先し、指値注文の買いは、レートの高いものがレートの安いものに優先し執行されます。同じレートの注文が出た場合は受注時間の早いものが優先されることとなります。指値注文を受け付けた後、当該注文を約定可能な範囲のレートが提示レートとして配信された時に、当該レートをもって当該注文が約定されます。

## ③ 逆指値注文

逆指値注文は、指値注文と同じく注文レートを指定する注文方法です。しかし、指値注文と異なり、買いの場合には現在のアスクレートより高いレートを、また、売りの場合には逆にビッドレートより低いレートをお客様にご指定いただきます。買いの逆指値注文は、アスクレートがお客様の指定レートに達した時点で執行され、売りの逆指値注文は、ビッドレートがお客様の指定レートに達した時点で執行されます。なお、逆指値注文は、実勢レートがお客様の指定したレートに到達した場合、到達した時点の実勢レートで約定するため、お客様が指定するレートと約定レートに価格差（スリッページ）が生じる場合があります。

## ④ オーシーオー注文 (OCO\_One Cancels the Other\_order)

決済注文の場合に、指値注文と逆指値注文の2つを同時に出すことができます。一方が約定した時は、約定していない他方が自動的に取消されます。  
※2つの注文は同取引数量となります。

## ⑤ イフダン注文 (if done order)

新規の指値注文または逆指値注文を出すとともに、その新規注文が約定した場合に有効となる決済注文を同時に出す方式です。なお、決済注文は、指値注文、逆指値注文、あるいはオーシーオー注文から選ぶことができます。  
※2つの注文は同取引数量になります。

## 7. 注文の有効期限

### ① ジーティーシーオーダー (GTC\_Good Till Cancelled\_order)

お客様が取消されるまで有効な注文です。

### ② デイオーダー (Day order)

オーダーを出した日のニューヨーク時間午後5時（日本時間翌朝）まで有効な注文です。

### ③ 週末オーダー

オーダーを出された週の金曜日ニューヨーク時間午後5時（日本時間土曜日早朝）まで有効なオーダーです。

※イフダン注文をデイオーダーあるいは週末オーダーで出され、その有効期間内に新規の注文のみ約定した場合、決済注文は、自動的にジーティーシーオーダーとなります。

## 8. 注文の取消・変更

約定前の注文は、注文受付時間内に取消し、変更が可能です。しかし、一旦約定した注文を取消し（クーリングオフ）、変更することはできません。ただし、取引の健全性に照らし当社が不適当と判断した場合、その約定は取消、変更されることがあります。

## 9. 注文をした取引の成立

お客様の『選べる外貨』の取引に係る注文が成立した場合、当社は取引の内容等を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。（詳しくは本説明書「店頭外国為替保証金取引『選べる外貨』について」の「12. 交付書類について」をご確認ください）

## 10. 取引手数料

『選べる外貨』の取引には、下記①、②、③の取引手数料が適用されます。

なお、取引手数料は、ポジション決済時に、お客様の取引口座残高（保証金残高）から差し引くことにより徴収いたします。

### ① 1通貨あたりのインターネット取引手数料

取引数量	片道手数料
1万通貨以上	無料
1万通貨未満	3銭

※未決済ポジションを分割決済された場合には、決済分について各々の取引数量に応じた取引手数料が適用されます。

※強制決済ならびにロスカットが執行された場合は、インターネット取引手数料と強制決済・ロスカット手数料の両方が適用されます。

### ② 1通貨あたりの電話取引手数料

取引数量	片道手数料
50万通貨以上	5銭
5万通貨以上、50万通貨未満	10銭
1万通貨以上、5万通貨未満	20銭

※原則電話による注文は受け付けません。

ただし、当社が電話での注文が必要と判断する場合に限り、1万通貨以上の決済注文のみ受け付けをします。

なお、1万通貨未満の取引については、いかなる場合でも電話取引は一切受け付けられません。

### ③ 1通貨あたりの強制決済・ロスカット手数料

通貨ペア	手数料(税込)
南アフリカランド/円 メキシコペソ/円	0.5銭
上記を除く通貨ペア	5銭

※強制決済・ロスカット手数料には、消費税が含まれます。

※強制決済・ロスカット手数料は、強制決済、ロスカットが執行された場合に適用されます。

※強制決済ならびにロスカットが執行された場合は、インターネット取引手数料と強制決済・ロスカット手数料の両方が適用されます。



## 会社概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

### ■会社概要

商号等	株式会社 F X プライム b y G M O (金融商品取引業者) 関東財務局長 (金商) 第 259 号
加入する協会	一般社団法人 金融先物取引業協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会
本社所在地	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 20-1 渋谷インフォスタワー
設立	2003 年 9 月 24 日
代表者	代表取締役社長 安田 和敏
資本金	1 億円
主たる事業	相対による店頭デリバティブ取引及びその付帯関連業務
連絡先	電話番号 03-5489-2511 FAX 03-5489-7145 E-mail customer@fxprime.com お問い合わせ受付時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 (平日のみ)

### ■苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決のための裁判外紛争解決制度※について、金融商品取引業者及びお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

- ・特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (F I N M A C)
- ・電話番号 : 0120-64-5005 (フリーダイヤル)
- ・URL : <https://www.finmac.or.jp/>

#### ※裁判外紛争解決制度

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きのこと。ADR (Alternative Dispute Resolution) ともいう。

(2018 年 9 月 1 日改定)

<付> 外国為替及び店頭外国為替保証金取引用語集

- 相対取引（＝オーバー・ザ・カウンター\_\_OTC）  
外国為替市場には、一部を除いて株式のように物理的な取引所がないため、外国為替取引においては、例えば売り手と買い手が1対1の関係の中で取引条件を決定する。
- インターバンク市場  
銀行等金融機関、ブローカー（電子ブローキングを含む）、通貨当局などから構成される。外国為替市場で取引の中心的な役割を果たしており、「外国為替市場」といえば、一般的にはインターバンク市場を指す。取引は、お互いが直接あるいはブローカー（電子ブローキングを含む）を介し、様々な通信手段を通じて行う。通常、東京、ロンドン、ニューヨークの3大市場の参加者を中心に、月曜日の早朝から土曜日の早朝まで24時間機能している。
- 円高 ⇄ 円安  
日本円の価値が上昇し外貨の価値が下落する状態が円高であり、逆に日本円の価値が下落し外貨の価値が上昇する状態が円安である。
- アスク（⇄ビッド）  
プライスを提示する側の売りレート。提示される側から見れば買いレートとなる。
- 店頭外国為替保証金取引  
取引に必要な保証金よりも大きい価額の外国為替取引を行うことができる取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つ。
- カバー取引  
お客様との取引により生ずるポジションを解消するために行う外国為替取引。
- 金融商品取引業者  
店頭外国為替保証金取引を含む金融商品取引を取扱う業務について、金融商品取引法上の登録を受けた者。
- 為替差損益  
為替レートの変動により生じる損益。
- 為替リスク  
為替レートの変動により生じるリスク。例えばドル売り持ちの場合、ドルが下落すれば利益が発生し、上昇すれば損失が発生する。逆にドル買い持ちの場合は、ドルの下落で損失が、上昇で利益が発生する。
- 金利リスク  
金利の変動により、価格が上昇したり下落したりするリスク。
- クォート  
取引の相手方に、取引できるレート（ファーム・プライス）を提示すること。この時、買値・売値の両方のレートを同時に提示することをツー・ウェイ・クォーテーションという。
- 差金決済  
店頭外国為替保証金取引等において、当該売買総代金を授受せず、反対売買（売り戻し・買い戻し）を行い、その差額の授受により行う決済方法。
- 市場リスク  
市場の価格、金利等の変動により、保有する金融資産の価格が変動した結果、損益が発生するリスク。また、価格や金利の変化により保有ポジションの価値が変動するリスク。
- 信用リスク  
相手方のデフォルト（債務不履行）により債権を回収できなくなるリスク、また、デフォルトまで至らなくとも、その可能性が高まることにより相手の信用力が低下する場合に損失を被るリスク。
- スプレッド  
ビッドとアスクの開き。流動性が高い通貨のレートでは狭く、流動性の低い通貨では広くなることが多い。また、一般的に、市場参加者が多く取引量が多い時間帯の方が、スプレッドは狭い。
- スワップポイント  
2国通貨間の金利差を為替レートのポイントで表したもの。「高金利通貨買い・低金利通貨売り」の場合はポイントを受取り、逆に「高金利通貨売り・低金利通貨買い」の場合はポイントを支払う。ビッドとアスクには開き（スプレッド）がある。

- デイ・トレーディング/トレード
  - 新規・決済両取引を同一取引日の内に行う取引。
- 店頭デリバティブ取引
  - 店頭外国為替保証金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引
- 値洗い
  - 保有するポジションを時価で評価換えすること。
- バリュー・デイト
  - 資金の受渡日のこと。例えば外国為替のスポット（直物）取引では、原則として取引日の 2 営業日後となる。
- ビッド（⇔アスク）
  - プライスを提示する側の買いレート。提示される側から見れば売りレートとなる。
- ポジション
  - 保有している売り買いの持ち高。
- 約定
  - 売買注文が執行される、あるいは売買取引が成立すること。
- 流動性リスク
  - 市場の取引規制によって取引が制限される場合、あるいは規制がない場合にも、取引日、取引時間帯等の事情により市場の流動性が失われ、価格、取引額等について、取引の自由がなくなるリスク。
- レバレッジ
  - 槌子（てこ）のこと。株の信用取引、外国為替保証金等は、この槌子の原理（レバレッジ効果）を使い、少額の投資資金に対し、数倍～数十倍、時として数百倍の金額の取引を行う。大きなリターンを得ることができるが、同様に大きな損失を被る可能性がある。
- ロールオーバー
  - 原則として取引日から 2 通貨営業日後が資金受渡日である外国為替スポット（直物）取引について、スワップポイントを加減して、その資金受渡日を翌営業日以降に繰り延べること。
- 成行注文
  - 一定のレートを指定せず、市場で取引されているレートで売買をすること。
- 指値注文（⇔逆指値注文）
  - 注文を出す時点のレベルより低いレベルの買いレート、あるいは高いレベルの売りレートを指定して出す売買注文。
- 逆指値注文（⇔指値注文）
  - 注文を出す時点のレベルより低いレベルの売りレート、あるいは高いレベルの買いレートを指定して出す売買注文。
- プロフィット・テイキング・オーダー（利食い注文）
  - 保有するポジションの利益を一定レベルで確定させるための注文。
- ストップロス・オーダー（損切り注文）
  - 保有するポジションの損失を一定レベルで確定させるための注文。
- オーシーオー注文（OCO\_One cancels the other）
  - 同順位の二つの注文を同時に出し、一つの注文が約定すると自動的に他方の注文が取消される注文手法。
- イフダン注文（if done order）
  - 新規のオーダーを出す際に、同時にそのオーダーが成立（ダン）した場合に決済するレートをあらかじめ設定して、オーダーを出しておく手法。あくまで新規オーダーが成立した場合にのみ、決済オーダーが有効となる。
- ジーティーシーオーダー（GTC\_good till cancelled order）
  - 取消さない限り有効な注文。
- デイ・オーダー
  - 有効期限をその取引日のみと設定して出す注文。

## 外国為替取引約款

### 第1条 (本約款の趣旨)

本約款は、お客様が株式会社FXプライムbyGMO（以下「当社」という）との間で、インターネットまたは電話を利用して行う外国為替取引（以下、「本取引」という、本取引のうち外国為替保証金取引は『選べる外貨』を指す）及び取引口座に関する取り決めであり、お客様には、本取引を行うにあたり、本約款のすべての条項に同意していただくものとします。

### 第2条 (自己責任の原則)

お客様は、『選べる外貨』取引説明書、「外国為替取引約款」、「電子取引約款」を熟読し、本取引の内容及び仕組みを理解の上、契約締結前交付書面に記載されている事項をすべて了解して、自らの判断と責任において当社と本取引を行うことを承諾するものとします。

### 第3条 (取引口座の開設と振替)

お客様は、本取引を行うことを目的として、当社所定の取引口座開設申込書に必要事項を記載の上、当社所定の必要書類を添えて口座の開設を申込み、かつ当社がこれを承諾する場合にのみ、取引口座を開設できるものとします。（なお、『選べる外貨』の取引口座を「代表口座」、代表口座以外の取引口座を「その他口座」という）

2. お客様（法人の場合、お客様の役職員を含む）が暴力団等の反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に関与しているあるいは関与する虞があると当社が判断した場合は、口座開設の申込みを受け付けません。

3. 当社は、お客様の口座開設申込時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、同施行令及び同施行規則に定めるところにしたがい、本人確認を行います。

4. 『選べる外貨』の取引（以下、「代表口座取引」という）に係る保証金、手数料、差損益金、スワップポイント等金銭の計上は、すべて「代表口座」を通じて処理されます。代表口座取引以外の取引（以下、「その他口座取引」という）に係る保証金、差損益金、スワップポイント等金銭の計上は、すべて「その他口座」を通じて処理されます。

5. お客様が当社と「代表口座取引」以外の金融商品取引を行うには、「代表口座」から「その他口座」に振替えて入出金を行うものとします。

6. お客様は、「代表口座取引」により「代表口座」の保証金残高に評価損益を加減し、未払手数料を差し引いた金額（以下、「時価評価総額」という）がマイナス（以下「超過損失」という）となった場合には、当該超過損失分を当社に直ちに弁済するものとし、お客様がこの場合に直ちに弁済しないときには、当社は、お客様に事前に通知することなく直ちに「その他口座」に預託されている保証金（但し、取引に必要な保証金（以下、「必要保証金」という）を控除した金額を限度とする）をもって超過損失に充当することができるものとします。

7. 前項の規定にしたがいお客様が直ちに当社に弁済しない場合または前項に定める充当によっても超過損失に満たない場合には、当社は、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、「その他口座」におけるすべての未約定の新規注文を取消し、かつ、すべての未決済ポジションを反対売買により決済の上、決済後の口座に預託されている保証金を超過損失に充当できるものとし、お

お客様はこれによって生じる損失がすべてお客様に帰属することを承諾するものとします。なお、本項による充当によっても超過損失に満たない場合、お客様は直ちに残存する超過損失を当社に弁済しなければなりません。

8. お客様が「その他口座」において超過損失が発生した場合、前項及び前々項の規定にある「代表口座取引」は「その他口座取引」に、「代表口座」は「その他口座」に、「その他口座」は「代表口座及び別のその他口座（超過損失が発生したその他口座以外にその他口座がある場合）」に、それぞれ読み替えて準用するものとします。

#### 第4条（取引責任者）

法人のお客様の場合、取引は、お客様より代理権を付与された1名の取引責任者が行うものとします。

2. 取引責任者は、当社が別途定める基準を満たしたものに限ります。

3. 取引責任者が取引のために行った行為のすべての責任はお客様に帰属するものとします。

4. お客様は取引責任者を変更する場合には、当社の定める方法により変更手続を行うものとします。

5. 本約款及び電子取引約款に規定される事項は、お客様のみ該当すると当社が判断する事項を除き、取引責任者にも適用されるものとし、取引責任者はお客様と共に当該適用事項を遵守するものとします。

#### 第5条（決済）

『選べる外貨』は、2通貨営業日後を受渡日として異なる2国間の通貨を売買する取引ですが、当該売買総代金を授受せず、反対売買（売り戻し・買い戻し）を行い、その差額の授受により決済を行います。

#### 第6条（ロールオーバー）

『選べる外貨』は、当社が定めるスワップポイントをお客様に提示する限り、お客様は前条に定める受渡日を翌日にロールオーバー（繰り延べ）することができ、反対売買により決済するまで継続してポジションを保有することができます。

#### 第7条（取引レート）

お客様は、当社が外国為替市場の実勢取引レートに基づいて提示したレートが『選べる外貨』に適用されることを承諾するものとします。なお、『選べる外貨』における逆指値注文の実際の約定レートは、お客様が意図したレートと一致しないことがあります。

#### 第8条（保証金）

お客様は、『選べる外貨』の取引を行うに際し、『選べる外貨』取引説明書に定める必要保証金以上の金銭（日本円）を当社が定める方法によりあらかじめ預託するものとします。

2. 当社は経済情勢の変化、法令・規則の改正等に伴い必要保証金額を変更することができるものとし、変更したときは、お客様の未決済ポジション及び未約定の新規注文に対しても変更後の必要保証金額が適用されるものとします。

3. お客様から前項の超過する額の全部または一部の返還請求があったときは、当社は、その請求が

あった日から起算して4銀行営業日以内に、当該請求に係る金額をお客様があらかじめ指定する金融機関の口座に日本円で振込みいたします。但し、お客様の「その他口座」において超過損失が発生したときはこの限りではありません。

4. 当社が、前項に定める振込みを通常の手続きにしたがって行ったにもかかわらず着金に遅延が生じた結果、または前項但し書きにより当社が振込みを行わなかった結果、お客様に損失または損害が発生しても、当社は一切の責任を負いません。

5. お客様が当社に預託する保証金に対して、当社は付利いたしません。

#### 第9条（取引時間及び注文受付時間）

取引に係る取引時間及び注文受付時間は、当社が『『選べる外貨』取引説明書』に定めるものとします。

#### 第10条（取引数量）

取引においてお客様が取引できる取引数量及び取引金額は、当社が『『選べる外貨』取引説明書』に定める範囲内とします。

#### 第11条（注文または申込の取消・変更）

お客様は、『選べる外貨』の未約定注文に限り当社が定める注文受付時間内に取消あるいは変更することができるものとします。

#### 第12条（約定の訂正・取消）

取引において約定が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、当該取引を訂正または取消することができるものとします。なお、約定が取消されることにより生じるお客様の損失・損害については、当社は一切その責任を負わないものとします。

(1) 「代表口座」、または「その他口座」の時価評価総額が、各取引に必要とされる保証金額に満たない場合の新規取引

(2) お客様の取引の内容が、法令、規制等に反するものであった場合

(3) 何らかの理由で市場価格に基づかないレートにより約定した場合

(4) その他、取引の健全性に照らし、当社が不相当と判断した場合

#### 第13条（『選べる外貨』におけるロスカットルール）

お客様の未決済ポジションにおいて、持ち値（ポジションを保有した際の成立レート）と実勢レートとの差により生じる損失の合計が『『選べる外貨』取引説明書』に定める水準（以下、「ロスカット水準」という）に達した場合、当該時点をもってロスカットの対象と判断します。ロスカットの対象と判断された取引口座についてお客様の未約定注文の全部を強制的に取消した上で、当社は、お客様に事前に通知することなく、未決済ポジションの全部または一部を成行注文により反対売買し決済（以下「ロスカット」という）できるものとし、当該決済によって生じる損失は、すべてお客様に帰属するものとします。

2. 前項のロスカットによる反対売買は、成行注文で発注される性質上、ロスカット水準の基準とな

るレートで約定することを保証するものではありません。

3. ロスカットは、お客様の損失がロスカット水準にとどまることを保証するものではなく、お客様が預託された保証金以上の損失が発生する場合があります。

#### 第14条（『選べる外貨』における強制取消・強制決済）

『選べる外貨』の取引において、お客様の「代表口座」の時価評価総額が使用中保証金に不足する場合、『選べる外貨』取引説明書に定める期日までにお客様が当該不足額を預託しないとき、または当該期日までにその不足額を満たすようお客様が未決済ポジションあるいは未約定の新規注文の一部または全部の決済・取消を行わないときは、当社は『選べる外貨』取引説明書に定める方法にて、お客様の未約定の新規注文の全部または一部を強制的に取消できるものとします。

2. 前項に定める場合において、未約定の新規注文の強制取消によっても、その不足額が満たされない場合には、当社は『選べる外貨』取引説明書に定める方法にて、お客様の未決済ポジションの全部または一部を強制的に決済できるものとします。なお、前項に定める場合において、お客様に未約定の新規注文がないときは、当社は本項によりお客様の未決済ポジションの全部または一部を強制的に決済できるものとします。

3. 前項及び前々項に定める強制取消・強制決済は当社の判断により行われること、また、当該強制取消・強制決済によって生じる損失はすべてお客様に帰属するものとします。

4. お客様は、本条に定める強制決済により、お客様が預託された保証金以上の損失が発生する場合があります。

5. 本条に定める強制取消・強制決済は、前条に定めるロスカットの執行を妨げるものではありません。また、ロスカットが執行されることにより、本条第1項に定める場合に該当しなくなることがあります。

#### 第15条（期限の利益の喪失）

お客様に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社またはお客様からの通知・催告等がなくとも、お客様は、当社に対する本取引に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を弁済するものとします。

<個人のお客様の場合>

- (1) 支払の停止、破産手続、または民事再生手続の申立があった場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全処分または差押の命令、通知が発送された場合
- (4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があった場合
- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由が生じた場合
- (6) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となった場合
- (7) 心身機能の低下により本取引の継続が著しく困難または不可能になった場合あるいは死亡した場合

(8) お客様の取引口座開設申込書等当社への提出書類の記載内容に虚偽の申告があった場合

(9) お客様が暴力団等の反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に關与しているあるいは關与する虞がある方であると当社が判断した場合

(10) お客様が何らかの犯罪に加担している虞があると客観的情報により当社が判断した場合

<法人のお客様の場合>

(11) 支払の停止、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、または特別清算開始の申立があった場合

(12) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(13) お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全処分または差押の命令、通知が發送された場合

(14) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があった場合

(15) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由が生じた場合

(16) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となった場合

(17) 取引責任者の心身機能の低下により本取引の継続が著しく困難若しくは不可能になった場合または取引責任者が死亡した場合において、お客様が新しい取引責任者を指定しない場合またはお客様に当社の基準を満たす新しい取引責任者がいない場合

(18) お客様が取引責任者を変更する場合において、お客様に当社の基準を満たす新しい取引責任者がいない場合

(19) お客様が当社の定める方法によらず取引責任者を変更して取引を行った場合

(20) お客様の取引口座開設申込書等当社への提出書類の記載内容に虚偽の申告があった場合

(21) お客様またはお客様の役職員が暴力団等の反社会的勢力に属する場合、若しくは反社会的勢力に關与しているあるいは關与する虞があると当社が判断した場合

(22) お客様またはお客様の役職員が何らかの犯罪に加担している虞があると客観的情報により当社が判断した場合

2. 次の各号のいずれかの事由が生じた場合、お客様は、当社の請求によって当社に対する取引に係るお客様の債務の期限の利益を失い、直ちにその債務を弁済するものとします。

(1) お客様の当社に対する取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞した場合

(2) お客様の当社に対する債務（但し、本取引に係る債務を除く）について差入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む）の申立があった場合

(3) お客様が外国為替市場の正常な取引慣行に反する行為を行ったと当社が判断した場合

(4) お客様が本約款、電子取引約款、その他当社が定める一切の取引約款・規定・規約のいずれかに違反した場合

(5) 前項4号及び前項14号のほか当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合

第16条 （支払不能または不能となる虞がある場合における決済方法等）



お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前通知やお客様の承諾を必要とすることなく、お客様が行っているすべての取引につき、この未約定注文の取消及び未決済ポジションの決済をすることができるものとします。

2. お客様が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意に、お客様への事前通知やお客様の承諾を必要とすることなく、当該遅延に係る取引の未約定注文の取消及び未決済ポジションの全部または一部を決済することができるものとします。

3. お客様が前条第2項の各号のいずれか（前項の場合を除く）に該当し、当社からの請求があったときは、当社の指定する日時までに、お客様は、当社を通じて行っているすべての取引の未約定注文の取消及び未決済ポジションを決済するために必要な反対売買等を行うものとします。

4. 前項の日時までにお客様が必要な反対売買等を行わない場合には、当社が任意に、お客様の計算において未約定注文の取消及び未決済ポジションの決済に必要な反対売買等を行うことができるものとします。

5. 前各項の決済等を行ったことにより生じた損失及び逸失利益について、当社は一切その責任を負わないものとし、当該決済の結果、超過損失が生じた場合には、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

#### 第17条 （不可抗力における決済方法等）

天災地変、戦争、政変、ストライキ、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、当社の事業の継続が困難な状況に陥ったと当社が判断した場合には、お客様への事前通知やお客様の承諾を必要とすることなく、お客様が当社を通じて行っている取引につき、当社は任意に、お客様の計算において未約定注文を取消し、かつ未決済ポジションの決済に必要な反対売買等を行うことができるものとします。

2. 前項の場合においては、前条第5項の規定を準用するものとします。

#### 第18条 （差引計算）

お客様と当社との一切の取引において、期限の到来、第15条に定める期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と本取引に係るお客様の当社に対する債権その他一切の債権とを、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとします。

2. 前項の相殺を行う場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり保証金その他の払い戻しを受け、債務の弁済に充当できるものとします。

3. 前項及び前々項により差引計算を行う場合、債権・債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権・債務の利率については当社の定める利率により計算するものとします。また、債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円建てに換算する場合は、当社の定める為替レートを適用するものとします。

4. 前各項により差引計算を行った結果、お客様に返還すべき保証金がある場合は、当社は、あらかじめお客様が登録されたお客様ご本人名義の金融機関の口座にお振込みいたします。

#### 第19条 (担保物の処分)

お客様が当社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しなかった場合には、お客様が当社に差入れている担保物について、通知・催告等を行わず、かつ法律上の手続きによらず、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当することができ、また、当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済を行うものとします。

#### 第20条 (占有物の処分)

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務を履行しなかった場合には、当社が占有しているお客様の外国通貨、有価証券等を処分できることとし、この場合すべて前条に準じて取扱うものとします。

#### 第21条 (充当の指定)

債務の弁済または第18条の差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により充当するものとします。

#### 第22条 (遅滞損害金の支払)

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日(当該日を含む)より支払を完了した日(当該日を含む)まで、年14.6%の割合(1年を365日として計算)による遅滞損害金を支払うものとします。

#### 第23条 (債権譲渡等の禁止)

お客様が当社に対して有する債権は、これを第三者に譲渡、質入れ、その他処分することができないものとします。

#### 第24条 (報告)

＜個人のお客様の場合＞

お客様は、第15条第1項6号から10号を除く各号及び同条第2項2号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し遅滞なく直接書面をもってその旨の報告をするものとします。

＜法人のお客様の場合＞

お客様は、第15条第1項16号、18号から22号を除く各号及び同条第2項2号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し遅滞なく直接書面をもってその旨の報告をするものとします。

#### 第25条 (手数料等諸経費)

お客様は、「『選べる外貨』取引説明書」に定める手数料等諸経費を当社に対し支払うものとします。

#### 第26条 (届出事項の変更)

＜個人のお客様の場合＞

お客様は、当社に届出たお客様の氏名または名称、住所または所在地、電子メールアドレスその他の事項に変更があったときは、直ちに当社が定める方法により変更手続をするものとします。

＜法人のお客様の場合＞

お客様は、当社に届出たお客様及び取引責任者の氏名または名称、印鑑または署名鑑、住所または事務所の所在地、電子メールアドレスその他の事項に変更があったときは、直ちに当社が定める方法により変更手続をするものとします。

なお、変更手続により、お客様（法人の場合、実質的支配者）が外国人 PEPs（重要な公的地位を有する者）に該当することが判明した場合、お客様の取引毎に当社が指定する方法で本人確認を行い、その確認が終了するまでサービスの利用を全部または一部制限できるものとします。

2. 変更手続がなかったために発生した損失及び損害の一切は、お客様の責任に帰するものとします。

## 第 27 条 （通知の効力）

お客様があらかじめ届出た住所または事務所の所在地またはお客様の電子メールアドレス宛に、当社からなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

## 第 28 条 （免責事項）

次の各号に掲げる事由により生じた損失及び損害について、当社は、一切その責任を負わないものとします。

(1) 天災地変、戦争、政変、ストライキ、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受が遅延または不可能になったことにより生じた損失及び損害

(2) 法令・規則等の変更または外国為替市場の閉鎖等の事由により、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損失及び損害

(3) 電信・電話、インターネット、郵便等の通信手段における誤謬、遅滞等、当社の責めに帰すことができない事由により生じた損失及び損害

(4) お客様、当社及び第三者の本取引に係る一切のコンピューターシステム、ハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動により生じた損失及び損害、または第三者が提供する通信回線の故障・不調により生じた損失及び損害

(5) お客様 ID 及びパスワードの誤入力、忘却等、お客様ご自身の責任により本取引に係る注文が出せなかったことにより生じた損失及び損害

(6) お客様の故意または過失、その他当社の責めに帰すことができない事由により、お客様のお客様 ID 及びパスワードがお客様以外の第三者により入力その他の方法で使用されて行われた本取引により生じた損失及び損害

(7) 当社所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、預託した有価証券等の返還その他の処理が行われたことにより生じた損失及び損害

(8) 上記各号の事由によりお客様の注文あるいはロスカット、強制決済が執行されなかったことにより生じた損失及び損害

(9) その他当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損失及び損害

## 第 29 条 （報告書等の作成及び提出）

当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他を当社が日本国政府機関等に報告することに対し、お客様は異議を唱えないものとします。また、この場合、お客様は、当社の依頼に応じて、当該報告書、その他の書類の作成に協力するものとします。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生したお客様の一切の損失及び損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第 30 条 （解約）

次の各号のいずれかに該当した場合は、当社は、本約款及び本約款に基づく各契約を解約できるものとします。但し、解約時においてお客様が当社と行う本取引の未決済ポジションが残存する場合、又はお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款その他本取引に係る契約は効力を有するものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより解約の申出をしたとき
- (2) お客様に第 15 条各項各号のいずれかの事由が発生したとき
- (3) お客様が本約款、その他法令等に違反していると当社が判断したとき
- (4) 第 36 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき
- (5) お客様が、電子取引約款第 10 条各号に規定する禁止事項に違反していると当社が判断したとき
- (6) お客様が短時間での注文を繰り返し行い、他のお客様の取引、カバー取引、あるいは当社の取引システム等に悪影響を及ぼすと当社が判断したとき
- (7) 相当期間にわたって、お客様の代表口座及びその他口座に保証金残高がない場合
- (8) 相当期間にわたって、お客様の取引がなく、かつ、お客様の代表口座及びその他口座の保証金残高が一定金額に満たない場合
- (9) お客様が、取引と直接関係がない入出金を繰り返し行ったと当社が判断したとき
- (10) お客様の取引について本人以外が行っていると当社が判断したとき
- (11) なりすまし取引や名義貸しが疑われる場合など、お客様が当社の運営方針に外れた態様で本取引およびサービスを利用していると当社が判断したとき
- (12) 前各号の他、当社の判断するやむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき

2. 前項により本約款に基づく契約が解約された場合には、「その他口座」における取引及び契約も同時に解約されるものとします。

3. 当社は、本条により解約された場合においてお客様に生じた損失及び損害については、当社に故意または重過失がない限り一切その責任を負わないものとします。

## 第 31 条 （解約による清算）

前条の規定にしたがい本約款が解約された場合、当社は、お客様の未決済ポジションがあれば、すべての未決済ポジションを、お客様の計算において、当社が任意に反対売買して本取引を終了させることができます。

2. 前条の規定にしたがい本約款が解約された場合、当社はお客様より預託されている保証金を当社

所定の方法で返還するものとします。

3. 前項に関わらず、お客様が当社に対して債務を負っている場合は、お客様は当該債務を解消するために必要な金額を、直ちに当社に支払うものとします。また、当社は当該債務が解消されるまで、預託された保証金をお客様に返還しないことがあります。

#### 第 32 条 （サービス内容の変更）

当社は、お客様に事前に通知することなく、本取引におけるサービスの内容を変更できるものとします。

#### 第 33 条 （情報サービスの個人利用）

お客様は、当社が提供する為替相場等に関する情報サービスを、お客様の取引目的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的の利用、情報の加工または再配信等の利用は行ってはならないものとします。

2. 当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の判断により情報サービスのご利用を停止させていただきますことがあります。

#### 第 34 条 （個人情報の取扱い）

個人情報の取扱いについては、別途公表している「個人情報保護方針」に準ずるものとします。

#### 第 35 条 （取引説明書の変更）

当社は、「『選べる外貨』取引説明書」の変更がある場合、遅滞なくその旨をお客様に告知するものとします。

#### 第 36 条 （本約款の変更）

本約款の内容は、法令等の変更、監督官庁の指示、その他当社の業務上必要が生じた場合には変更されることがあります。

2. 前項の変更内容がお客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容を当社の定める方法によりお客様に通知します。この場合、当社が定める期限までに異議の申出がないときは、お客様はその変更に同意したものとみなします。

#### 第 37 条 （適用法令及び合意管轄）

本約款は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。また、お客様と当社との間の本取引及び本約款に起因するまたは関する一切の訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2017年11月1日改定)

## 電子取引約款

### 第1条（本約款の趣旨）

本約款は、お客様が株式会社FXプライムbyGMO（以下「当社」という）との間でインターネットによる電子通信手段（以下「本システム」という）を利用して外国為替取引およびバイナリーオプション取引（以下、総称して「本取引」という）を行う際の取り決めであり、お客様には、本システムを利用されるにあたって、以下の条項にすべて同意いただくものとします。

### 第2条（本システムの利用）

本システムは、お客様が契約締結前交付書面を熟読し、本取引の内容と仕組みを理解の上、お客様が本取引を行うための取引口座（以下「本取引口座」という）の開設を申込み、当社がそれを承諾した後に利用できます。

2. 当社は、お客様に本システム利用に使用するお客様ID、初期パスワードを発行し、当社の定める方法でお客様に通知します。
3. 本システム利用の際は、お客様ID及びパスワードが必要となります。
4. お客様は、お客様IDとパスワードを管理する責任を負うものとします。お客様ID及びパスワードは、お客様ご本人のみが使用でき、他人と共同で使用、または他人に貸与もしくは譲渡することはできません。

### 第3条（本システムのサービスの範囲）

当社がお客様に提供する本システムのサービスの範囲は、本取引及びこれに付随する行為、または別途当社が定める範囲とします。なお、当社は、本システムのサービス内容を、お客様に事前に通知することなく、変更することができるものとします。

2. お客様は、本サービスに適した端末機器、モデム、接続回線、携帯電話、ソフトウェアプログラム及びインターネット接続会社（プロバイダー）あるいは携帯電話会社との契約等をお客様の責任で準備いただくものとします。

### 第4条（利用時間）

お客様が本システムを利用できる時間は、当社が別途定める時間内とします。但し、当社はこれをお客様に事前の通知をすることなく変更できるものとします。

### 第5条（注文または申込の受付・約定）

お客様が本システムを利用して出される注文は、入力内容を当社が受信し確認した時点でその受付が成立したものとします。

2. 当社は、受け付けた注文を所定の照会画面等に速やかに表示するものとします。お客様は、本システムを利用して出された注文が受理されたこと、及び注文内容と表示内容の一致、また成立あるいは不成立を、照会画面等にて必ず確認するものとします。
3. お客様が本サービスを利用した注文内容について、お客様と当社との間で疑義が生じた場合は、

お客様の本サービス利用に際して入力された当社の記録内容をもって処理するものとします。

#### 第6条（出金依頼の変更・取消）

お客様が本システムを利用して行った当社に対する出金依頼は、当社が別途定める時間内に限り、本システムにより取消あるいは金額等の変更を行うことができるものとします。

#### 第7条（機器等の障害）

お客様の使用される端末機器及びインターネット接続ツール等に障害が発生し本システムを利用できなくなった場合は、お客様の責任において復旧に努めていただきます。

2. 前項の障害が発生した場合において、当社は、電子メール、FAX、郵便等の通信手段によってお客様からの注文を受理することは一切行わないことを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。

#### 第8条（非常時における対応）

非常時などにお客様が当社に連絡される際は、当社が別途定める連絡先とします。

2. 当社はお客様に対し緊急に連絡が必要となった場合は、電子メール、電話、FAX、郵便等合理的な通信手段により連絡いたします。

#### 第9条（免責事項）

お客様は、システム上の障害等次の各号に掲げる事由により生じた損失及び損害はすべてお客様に帰属することをあらかじめ了承し、当社は一切その責任を負わないものとします。

- (1) お客様、当社及び第三者の本取引に係る一切のコンピュータ・システム、ハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動
- (2) 通信回線の故障、誤作動及び不調並びに当社との通信が不明瞭、不能等によって当社がお客様の注文を受信できない等、当社の責めに帰することのできない事由
- (3) お客様の故意または過失、その他当社の責めに帰することができない事由により、お客様 ID 及びパスワードがお客様以外の第三者により入力その他の方法で使用されて本システムが利用された場合

#### 第10条（禁止事項）

お客様は、本システムの利用に際し、次の各号に定める事項を行わないものとします。

- (1) 当社が推奨する手段・手法以外のものを利用して本取引を行うことまたは行おうとすること
- (2) 当社が推奨する手段・手法に加工、改変等を行い、それをを用いて本取引を行うことまたは行おうとすること
- (3) 当社が推奨する手段・手法を操作するためのソフトウェア等（当社が推奨するものを除く）を用いて本取引を行うことまたは行おうとすること
- (4) お客様が本システムを利用して本取引を行うにあたり、事前に通知したうえで当社が禁止する取引

#### 第11条（本システムの利用の解除）

次の事項のいずれかに該当する場合は、お客様の本システムの利用は解除されます。

- (1) お客様が、本システムの利用休止あるいは本取引口座の解約を申し出た場合
- (2) 当社がやむを得ない事情で利用休止を申し出た場合
- (3) 何らかの事由により、お客様が本システムを利用いただくことが不相当と当社が判断した場合

#### 第12条（電子交付の同意）

当社は、本取引に関してお客様に交付する書面については、金融商品取引法、同法に関する政令及び内閣府令の規定に定める電磁的方法による交付（以下「電子交付」という）を行うものとし、お客様は口座開設時にこれに同意するものとします。

#### 第13条（その他）

本約款に規定されていない条項については、本取引についての各約款の各条項が有効であり、適用されるものとします。

(2016年9月18日改定)